

川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例（案）

川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例（平成26年川崎市条例第47号）

の一部を次のように改正する。

第16条中「市民・こども局」を「こども未来局」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 制 定 要 旨

市民・こども局の組織整備に伴い、所要の整備を行なうため、この条例を制定するものである。

川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例 平成26年10月15日条例第47号</p> <p>第1条～第5条（略） （会長及び副会長）</p> <p>第6条 連絡協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。</p> <p>2 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 （会議）</p> <p>第7条 連絡協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。</p> <p>2 連絡協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 連絡協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決すところによる。 （庶務）</p> <p>第8条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。</p> <p>第9条～第15条（略） （準用）</p> <p>第16条 第6条から第8条までの規定は、総合調査委員会について準用する。この場合において、第6条並びに第7条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「委員長」と、第6条第1項及び第3項中「副会長」とあるのは「副</p>	<p>○川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例 平成26年10月15日条例第47号</p> <p>第1条～第5条（略） （会長及び副会長）</p> <p>第6条 連絡協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。</p> <p>2 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 （会議）</p> <p>第7条 連絡協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。</p> <p>2 連絡協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 連絡協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決すところによる。 （庶務）</p> <p>第8条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。</p> <p>第9条～第15条（略） （準用）</p> <p>第16条 第6条から第8条までの規定は、総合調査委員会について準用する。この場合において、第6条並びに第7条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「委員長」と、第6条第1項及び第3項中「副会長」とあるのは「副</p>

改正後	改正前
<p>委員長」と、第8条中「教育委員会事務局」とあるのは「<u>こども未来局</u>」 と読み替えるものとする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>委員長」と、第8条中「教育委員会事務局」とあるのは「<u>市民・こども局</u>」 と読み替えるものとする。</p> <p>(以下略)</p>